

院内感染防止対策に関する取組事項

I. 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全な医療提供の為の基盤となるものです。当院は、病院にかかわるすべての人々を感染から守る為に、病院全体として感染防止対策に取り組みます。

II. 感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策のための組織に関する事項

感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討しています。また、院内の感染防止対策活動を推進する為に感染制御チーム（ICT）を設置し、定期的なラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染対策に関する問題に迅速に対応しています。

2. 感染防止対策のための職員研修に関する事項

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底する為、全職員を対象とした研修会・講習会を開催しています。職員は年2回以上研修に参加し、知識・技術の向上に努めています。

3. 感染症の発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に報告し、注意喚起を行っています。院内感染防止対策委員会にて検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、微生物検査室や各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況確認、感染防止対策の徹底、疫学的調査を行い、感染拡大を防止します。また、必要に応じ、地域の連携医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5. 地域連携に関する事項

地域の医療施設と連携し、各施設の感染防止対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。感染防止対策の意義及び手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。

7. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

新型コロナウイルス感染症診療の手引き等を参考に感染防止に取り組んでいます。

8. その他

院内感染防止対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを作成し、感染防止対策のための基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。

病院職員が感染源とならない様、ワクチン接種に努め健康管理に留意しています。

R3年4月1日
三豊総合病院 病院長